

答 申 第 2 号
平 2 5 年 5 月 2 3 日

芦屋市固定資産評価審査委員会
委員長 佐々木 豊 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 芝 池 義 一

芦屋市個人情報保護条例第40条第2項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成24年9月10日付け芦固審発第62-1号による下記の諮問について、以下の
ように答申します。

記

平成21年度分及び同22年度分の下記文書の個人情報開示請求についてなされた平成24年6月19日付け個人情報部分開示決定処分に対する異議申立てに関する
諮問

- ① 固定資産評価審査委員会発議文書（決裁文書）
- ② 同委員会の会議議事録
- ③ 実地調査調書及び同決裁文書

第1 審査会の結論

芦屋市固定資産評価審査委員会（以下「実施機関」という。）が、平成24年6月19日付け芦固審第31-2号で、平成22年6月8日起案「公文書公開請求に対する決定について」（以下「本件個人情報」という。）を部分開示としたことは妥当である。

第2 事案の経過

事案の経過は以下のとおりである。

日付	内容
平成24年4月26日	「個人情報開示請求書」を收受。
4月27日	身分証明書の写しの送付を依頼。
5月1日	身分証明書の写しを收受。
5月2日	5月1日付けの受付印を押印した開示請求書の写しを送付。
5月23日	收受日は4月26日にすべきとの異議申立人からの文書を收受。
5月25日	收受日を4月26日に訂正したことを異議申立人に回答するとともに、5月1日付けの收受印を取り消し、4月26日付けの收受印を押印した開示請求書の写しを送付。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成24年4月25日付けで芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）（以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行ったことに対し、実施機関が行った平成24年6月19日付け個人情報部分開示決定処分（芦固審第31-2号）の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は次のように要約される。

- (1) 実施機関は、請求者が平成24年4月25日付けで提出した個人情報開示請求書（以下「本件請求書」という。）の受付年月日を敢えて平成24年6月19

日付け部分開示決定通知書（芦固審第31-2号）（以下「本件決定通知書」という。）に記載していない。

請求者は、本件請求書の提出と同時に公文書公開請求書も提出したが、当該公文書公開請求に対する平成24年6月19日付け決定通知書には受付日が記載されている。

- (2) 本件請求書は平成24年4月26日に送達されているにもかかわらず、実施機関は同年5月1日を受付年月日とした誤りがある。

第4 実施機関の主張要旨

本件決定通知書に本件請求書の受付日を記載していないことについて、実施機関は、本件請求書の受付日を当初の平成24年5月1日から同年4月26日に訂正し事務を進めてきたところである。

「個人情報部分開示決定通知書」の様式は、条例施行規則（以下「施行規則」という。）第5条第1項第2号で様式第5号として定められている。この様式では、受付日を記載することにはなっていない。

芦屋市固定資産評価審査委員会規程第13条で「芦屋市個人情報保護条例の施行に関し必要な事項については、芦屋市個人情報保護条例施行規則の例による。」と規定しているので、異議申立人からの開示請求に対する本件決定通知書については、施行規則の様式第5号どおりの様式で決定したものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求書に係る受付日について

異議申立人は、本件請求書は平成24年4月26日に送達されているにもかかわらず同年5月1日を受付年月日とした誤りがあると主張している。これについて、実施機関は当初受付日を請求者本人確認のための身分証明書の写しを收受した同年5月1日とし、本件請求書に同日付けの收受印を押印したが、その後、これを取り消し、本件請求書が送達された同年4月26日を受付日として收受印を押印し直し、かつ訂正した旨を同年5月25日付け文書で異議申立人に通知しており、手続上の不備は解消されている。

2 本件決定通知書における受付日の記載について

異議申立人は実施機関が受付年月日を敢えて本件決定通知書に記載していない旨主張しているが、決定通知書の様式は施行規則第5条第1項第2号様式第5号において規定されており、実施機関は本件決定通知書を当該様式のとおり作成

しており、手続上の不備は認められない。

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、施行規則で規定されている決定等通知書の様式は、請求者が開示等請求書に記載した請求年月日のみを記載すればよく、実施機関が開示等請求書を収受した受付日を記載するものとはなっていない。しかし、開示等の決定をすべき期限は受付日の翌日を初日として起算されるため、受付日は請求者に対し明らかにする必要がある。したがって、今後、各種の決定等通知書の様式について、請求日と受付日の両方の記載が必要でないかどうかという観点から見直しが行われるべきである。

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 9月10日	諮問書の受理
平成24年11月19日	諮問実施機関の意見陳述 第1回審議
平成24年12月17日	第2回審議
平成25年 2月18日	異議申立人の意見陳述 第3回審議
平成25年 4月 5日	第4回審議
平成25年 4月23日	第5回審議
平成25年 5月23日	第6回審議